



## 家と屋敷地（上）

長谷川, 善計

---

**(Citation)**

社会学雑誌, 1:1-14

**(Issue Date)**

1984-03-01

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81010700>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010700>



# 家と屋敷地（上）

長谷川善計

## 一 屋敷地にたいする関心

私は、十年ほどまえから、「屋敷地」とは、どんな意味をもつていたのであろうかと疑問を抱くようになった。

当時、私は、まだ神戸大学大学院生であつた竹内隆夫君と、日本の家や同族団が近世の初期からどのように変化してきたのかを知りたいと思ひ、長野県小県郡や南佐久郡の農村の近世資料を蒐集・整理してしたのであるが、そのとき、史料の読み方についていろいろ教えて下さつた神戸大学の高尾一彦教授から、「近世初期の本百姓は、検地帳に屋敷地を登録しているもので、田畑だけを登録しているものは本百姓ではない」と教えられた。私たちは、なぜに屋敷地をもつたものが本百姓身分であるのかを疑問に思ひながらも、そのときは深く穿鑿しないままに、その言葉にしたがつて史料整理をつづけたが、やがて近世初期に各地に存在した従属農民が——それは、名子、被官、家抱、抱等さまざまな名称でよばれているが——なぜに従属的身分で

あるのかという問題を解かねばならなくなつたとき、その言葉の穿鑿は避けてとおれないものとなつた。なぜなら、有賀喜左衛門氏は、その有名なモノグラフ『岩手県二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』（一九三七年）において、親族の二・三男分家（石神村では「別家」とよぶ）ばかりでなく、名子をも「分家」として同族団の構成員にふくめているが、なぜに、こうした非親族の名子が同族団にふくまれるのかを明らかにするためには、名子とはなにかということが解明されなければならないと考へたからである。ことに、名子が、同族団の構成員になりうるということは、名子関係が、名子小作という小作の特殊な形態であるというだけではなくて、「家的な性格」をもつた関係であることが明らかにされなければならないと考へたのである。しかし、近世初期の従属農民や本百姓にかかわつた多くの日本史研究の論文や著書を読んでも、それからはいつこうに納得のいく解答をえることができなかった。むしろ、これを解明していくカギは、有賀氏の石神村の調査記録を読みなおしたとき、それを有賀氏とは異つた

視角からとらえなおしたときに与えられるように思われたのである。

有賀氏は、この調査記録のなかで、名子が、自分の屋敷地（有賀氏は「屋敷」と記している）を所有せず、抱主からそれを借りた場合に名子としての関係が生じるのだとハッキリ書いている。また、屋敷地を取得すれば、名子という従属身分から解放（「名子ヌケ」）されて、本百姓身分になった事例をいくつかあげている。さらに、抱主Aから屋敷地を借りていた名子は、その屋敷地がAからBの手に売り渡されると、かつてはAの名子であったものがBの名子になった事例もいくつか記述している。

そして、これらの事実から明らかなことは、名子の名子たるゆえんが、田畑の貸借関係にあるのではなく、屋敷地の貸借関係にあるということである。屋敷地を借りずに田畑だけを借りている一般小作のものは、作子（さくご）とよばれて、名子とは明確に区別されている。したがって、名子小作の特徴は、抱主から屋敷地を借りることによって従属的身分になったものが、その抱主から「扶養」の目的で貸与された耕地を小作しているところにある。もちろん、屋敷地の「貸借関係」のばあいも、抱主による家産制的な「扶養」を目的とした貸与であるから、それも近代的なものでないことはいうまでもない。

そして、こうした事実を、「近世初期の本百姓は、検地帳に屋敷地を登録しているものである」という前述の言葉

を重ねあわせてみると、本百姓身分や従属農民身分にとって「屋敷地」が決定的な意味をもっていることが明らかになってくるのであるが、有賀氏は、こうした事実を石神村のモノグラフに記述しながらも、「屋敷地」がもっている決定的な意味を、どれだけ理解していたかは疑問がないわけではない。というのは、このモノグラフから四年後に出版された有賀氏の大著『日本家族制度と小作制度』（一九四三年）では、名子の成立所因について、二四五頁にわたってくわしく述べているが、そこで所因として論述されているのは、(1)血縁分家によるもの、(2)主従関係によるもの、(3)土地家屋の質流れ永代売によるもの、(4)飢饉に際しての救済によるものの四つの分類的記述がしめすように、名子身分にくみこまれていく契機を記述したにすぎず、名子の名子たるゆえんや、「屋敷地」の問題にはふれていない。このことは、同氏の他の著作においても同様で、有賀氏が、名子身分の従属性と「屋敷地」とのかかわりに関心をはらったと思われる論述をみいだすことは困難である。

では、なぜ、有賀氏は、みづからモノグラフに記述したこの「屋敷地」の問題に関心をはらわなかったのであろうか。それには、さしあたり二つの理由が考えられる。ひとつは、有賀氏が、家や同族団にアプローチしてゆく動機が、小作制度の初源的な形態（民俗学でいう「原型」ないし「原像」）の解明にあり、名子制度についても、その制度の本質の究明よりは、むしろ名子小作そのものに関心がむけら

れていたということである。いまひとつは、有賀氏が、家や同族団にアプローチしてゆくばあいの視野構造（フレイム・オブ・レファレンス）が、柳田民俗学から継承した「生活」の概念を基軸にして構成されていたということである。もちろん、この二つのことは、分離したものでなく、有賀氏の理論のなかで緊密に結びあっている。というのは、小作の原義は「子作」であるというように、有賀氏は小作制度の原型としての名子小作が、本家と分家との同族関係のなかで、本家地主⇨親方の扶持・扶養の意味にもとづく恩恵と、分家小作人⇨子方の奉仕の意味をもった生活の相互依存関係⇨スケアイ⇨相互給付関係の一環としての意味をもったものとして理解したのである。つまり、有賀氏にとつて、家や同族団とは、なによりも、「生活依存関係」であり、そのなかにおける「親方・子方」の主従関係なのである。そして、名子小作とは、こうした意味での同族関係の表現にほかならないのである。それゆえに、日本民族の文化的特質を、かれのいう「生活連関」や「生活組織」の観点から、換言すれば「社会関係」の観点からとらえ、それが「同族関係」⇨「親方・子方関係」にあるという有賀氏にあつては、この名子小作もまた日本民族の文化的特質を典型的にしめすものにほかならないのである。

けれども、有賀氏の石神村調査では、名子関係を、家的ないし同族関係的な性格をもったものとして明確にとらえているとはいえない。たとえば、石神の隣村の三軒の別家格名子について、有賀氏は、「借金の返済ができず屋敷と耕地とを大屋に入れて、カマドワケ（分家）にしてくれというので名子になった」と書いてある。この記述からすると、このばあいの「分家」は、大屋の召使となつてのちに「奉公人分家」となつたのではなく、名子であることによつて分家となつたようであるが、しかし、有賀氏が、「分家」として積極的にみとめているのは、むしろ、子どもの頃から大屋の召使として大屋の家族と同居し、大屋の「世帯」のなかで「生活」をともししていたものが、一定の年齢に達して、大屋の名子として「世帯」をもたせてもらったもの、つまり、石神村での言語表現ですれば、大屋が「エー（家）ヲモタセタ」奉公人分家にかぎつて、有賀氏は「分家名子」とよび、それを「屋敷名子」と區別しているのである。もちろん、有賀氏のこの區別が、「分家名子」も「屋敷名子」も、ともに大屋と同族関係にあるとみとめたうえで、なお大屋との親疎の段階的な區別としてたてられたものか、あるいは「分家名子」とよんだものだけについて有賀氏は同族関係をみとめているのかは判然としないところがあるが、有賀氏の記述のしかたからすると、家や同族関係にとつては、「名子関係」そのものよりは、むしろ、子どもの頃から大屋の召使（奉公人）であつたという「生活関係」における緊密さのほうが重視されているようにみうけられる。

こうした有賀氏の理解がうまれてくるのは、前述のよう

に、家や同族団を、「生活」や「生活依存関係」としてとらえる有賀氏の視野構造を考えあわせると当然のように思われるが、しかし、現実には、前述の例にみるように、奉公人分家ではなく、借金の返済ができずに屋敷と耕地とを大屋に入れて、カマドワケ（分家）になったのであるから、奉公人分家のみが分家としての要件ではあるまい。また、たとえ奉公人分家であっても、「名子ヌケ」すると大屋の分家ではなくなるし、さらに分家名子として貸与される屋敷地が、他人の手に渡ると大屋の分家名子でもなくなるようであるから、このばあいの同族関係としての成立基盤は、「名子関係」にあるとみななければならぬであろう。つまり、「名子関係」そのものが、家や同族関係の性格をもっていると思わなければならないであろう。そして、この名子関係が、「屋敷地」の貸与を媒介としてなりたっているということは、「屋敷地」そのものが、「家株」として、家的でないし同族的性格をもっているということである。この点の理解を欠くならば、なぜに非親族の名子が、抱主の家族や同族団の構成員になりうるのかを明確に理解し説明しえないように私には思われるのである。

したがって、私は、有賀氏のように、「生活」や「生活依存」という概念でもって、ただちに家や同族関係を分析し説明するのは、不適切といわないまでも不十分であると思う。なぜなら、「生活」や「生活依存」というのは、きわめて包括的な概念であり、それゆえに、生活上の諸側面

や諸分野の相互関連を全体としてとらえるというためには有用な概念ではあるが、しかし、こうした包括的な概念のままでは、家や同族関係をなしたたしている特定の契機や関係を的確にとらえきれないからである。単純化していえば、「生活依存関係」があったからといって、そのすべてが家的関係や同族関係にはならないからである。そこには、本家・分家の同族関係とは区別される親方子方関係が存在するし、さらにこの両者の範疇にもはいらないさまざまな生活依存関係が存在するのである。したがって、家や同族団の理論にとつて重要なことは、「生活」や「生活依存関係」、あるいは「生活組織」とよばれるもののなかから、家や同族団を構成する「特定」の生活依存関係や生活関係の契機を明らかにすることではなければならないのである。

その意味では、同族関係と、狭義の親方子方関係を明確に区別して概念化しようとした喜多野清一氏の意図と努力を評価しなければならぬであろう。そして、喜多野氏は、この意図のもとに、晩年の著作のなかでは、「屋敷地」の問題にも積極的な関心をしめし、それに言及しているが、それが「家株」としてもっている意味を的確に理解するには至らなかつた。そのために、この二つの社会関係の差異を明確に概念化することに成功しなかつたように思われる。石神村の名子制度をもふくめて、ひろく近世初期の本百姓体制のもとでは、「屋敷地」は「家株」としての意味をもち、したがって、「屋敷地」を所有するということは、

自己の独立した「家」をもっていることを意味する。初期本百姓身分たるの資格が、「屋敷地」の所有にあるということは、とりもなおさず、自己の自立した「家」をもつということである。したがって、「身分」と「家」とは、「屋敷地」を媒介して緊密に結合しているのである。そして、

この「屋敷地」――「家」を所有するものが、初期本百姓体制のもとでは、村落内において、夫役や宮座や村内諸役について種々の権利義務を負うていたことは、日本近世史の研究諸論文にしまされておられる。逆に、自己の「屋敷地」をもっていないということは、自己の自立した「家」をもたないということであるから、「屋敷地」を所有している抱主の「家成員」として従属的にくみこまれざるをえない。そこに、「従属農民身分」としての名子の名子たるゆえんがあり、また、非親族の名子が、抱主の「家成員」として、あるいは「同族団」の構成員となりうる根拠がある。それを裏返していえば、みづからの「屋敷地」を取得し所有したものは、名子という従属の身分から解放され、たとえ田畑等の耕地についての貸借関係をもつていたとしても、また、小作関係にまつわる生活依存の関係をもつていたとしても、他者の「家成員」として従属的にくみこまれることはない。有賀氏が、近世初期の従属農民の制度を強固に残存せしめていた石神村のモノグラフにおいて、その同族関係の把握にあいまいさを残しているのも、また、喜多野氏が、同族関係と親方子方関係の区別を意図

しながらも、その明確な概念化に成功しなかったのも、その原因は、つまるところ、近世初期の本百姓体制のもとでは、「屋敷地」が「家株」としての意味をもつていたことの理解にいたらなかつたところにあるように思われるのである。

しかし、こうした理解は、有賀、喜多野氏が、社会学の分野にあつたからではなく、日本近世史の研究分野でも、まだ明確に理解されているとはいえない。むしろ、こうした理解のためには、有賀氏の石神村調査が、貴重な論証の根拠になるように思われるが、日本近世史家の諸論文には、有賀氏の『日本家族制度と小作制度』に注目し、そこから引用をしているものは多くあつても、石神村調査に注目しているものはごく稀である。そして、たとえこの調査に注目しても、名子小作の実情に関心をもつているだけであつて、「屋敷地」を媒介にしてなり立つ名子関係や、名子制度のもつ家的ないし同族的関係に注目している論文は、私は寡聞にして出逢つたことがない。

したがって、私が、有賀氏の石神村調査から「屋敷地」が「家」や「家株」としての意義をもつていのではないかという仮説を確信するにいたつたのは、日本近世史の諸研究からではなく、むしろ、日本中世史の研究、なかんずく、戸田芳実氏の著作と、「在家」に関する諸研究からであつた。私は、それらの諸研究に依拠することによつて、「屋敷地」のもつ上述のような意味が、たんに近世初期だ

けのものではなく、じつは、古代史のなかにその発端をもち、中世をとおして展開してきたものの残存であることを知ったのである。その意味では、日本中世史の研究水準の前進に依拠しているのであって、有賀、喜多野両氏が、その理解にいたらなかつたことは、戦前の日本史研究の水準からいえば、やむをえないことといわねばならないが、しかし、それにしても、社会学における家や同族団研究が、ながい歴史的伝統をもつ研究対象をあつかいながら、一般にその歴史性について関心を抱いていないことは、諸事象のもつ「意味理解」についても的確な「理解」や「解釈」を欠く危険性があることは、今後の研究の前進にとって再考さるべきことのように思われる。

こうした「屋敷地」と名子制度の問題については、ここでは問題点の指摘にとどめ、第二節でくわしく述べたいと思ふし、また、古代から中世における「屋敷地」の問題は、第三節以下でとりあげたいと思うので、ここではこれ以上たちらないが、「屋敷地」の問題が、古代史のなかに発端をもち、同時にそれが、土地の「私的所有」の始源的形態の問題として、未開社会や発展途上国の社会人類学的研究をもふくめて、ひろく「世界史」的視野において今後検討されなければならないこと、そしてまた、この問題が、農民の家や同族団ばかりでなく、商家の研究にもかかわり、屋敷神の信仰をはじめとする民間信仰の宗教社会学的研究

や、さらには沖縄等の人類学的・民俗学的調査など、かなり広範囲にかかわりをもっていることは、ここで簡単に指摘しておきたいと思ふのである。

わが国の古代律令制のもとにおいても、「宅地」(家地)と、その周辺の園地とが、つよい私有権をもつた土地であったことは、はやくから中田薫氏<sup>53</sup>によって指摘されたのははじめ、戦前においても石母田正氏<sup>54</sup>や清水三男氏<sup>55</sup>によって重視されてきた。もちろん、「宅地」の私的所有は、律令制によつてはじめてみとめられたものではなく、石母田氏のいうように、大化以前においてすでに強固な私有財産として家族の基本的財産とみなされていたことは疑いない。そして、永原慶二氏は、この点について、「園宅地が私的所有形成の最初の拠点であることは、人類史に普遍的な法則性といつて差支えなく、日本の場合も、その例外ではなかつた」といひ切つている。それが「普遍的」であるかどうかは、たとえば、中国のばあい、仁井田陞氏の『唐令拾遺』や『中国法制史研究』をはじめいくつかの中国古代史の諸論文をみたかぎりでは、土地私有の始源が屋敷地にあつたことを明確に指摘しているものをみいだすことができないので、その断言はいまのところ保留せざるをえないが、しかし論理的に考えて、宅地とその周辺の屋敷地とが、土地私有の始源であつたことは十分に推定することができる。ただし、その私的所有の主体たる社会集団が、たとえば母

系的集団であつたか父系的集団であつたかという集団の性格や、その親族集団の範囲については、それぞれの実証的研究にまつほかはないが、これまでの未開社会や発展途上国の人類学的調査においても、この「屋敷地」の私的所有に注目したいいくつかの実証研究をみる事ができるし、ことに、ヨーロッパについては、大塚久雄氏の「共同体の基礎理論」(一九五五年)において、「宅地」(Hof)と、その周辺の「庭畑地」(Wirt,Garteland)とをふくめた「ヘレディウム」(heredium)とが、土地の私的所有の始源であつたことが明確に指摘されている。そして、松本新八郎氏の『中世社会の研究』(一九五六年)では、日本とヨーロッパの「宅地」の問題についてつぎのように述べている。「宅地および家屋と園地とが、大化前代より私有されたことを、田令が、『戸内之口、不論多少』『随地多少均令』したというから、私有財産の原初的形態であるとされている。けれども、宅地園地の私有は必ずしも世帯共同体的土地分配の観念とは矛盾しない。古代独逸においても、宅地と園地とは、その所有者(世帯共同体)が、これをもって耕地の班給を受ける権利の象徴としていたことが知られている。そのさい宅地とそれに附随する園地とは村落の構成員たることを表示するという観念のもとに所有されるのである。そして、中世には、家宅園地を獲得することが、それに伴う耕地の獲得を意味するということにもなっている<sup>(10)</sup>」。

ところで、こうした古代律令制のもとでも、「宅地」が

つよい私有権をもっていたことを拠点にして中世の土地私有制が拡大していったことに注目したのは、清水三男氏であつたが、それをさらに発展させて中世的土地私有と領主的支配の形成を論じたのが、戸田芳実氏の『日本領主制成立史の研究』(一九六七年)である。ここで、戸田氏は、中世の土地私有が、古代からつよい私有権をもつ「宅」||「屋敷地」を拠点にして、その延長・拡大の論理のもとに展開したことを明らかにするとともに、領主的な経営や農民支配もまた、「宅」||「屋敷地」を媒介してなされたことを明らかにしている点で、中世社会形成のなかで「屋敷地」がもつ意味の重要さをしるうえでもっとも注目すべき著書である。そして、この戸田氏の業績をあわせて、畿内周辺では十一世紀後半から十二世紀にかけて、東国等の辺境地帯では十三・四世紀以後に莫大な史料が出現してくる「在家」<sup>(11)</sup>についての永原慶二氏をはじめとする石母田正氏<sup>(12)</sup>、豊田武氏<sup>(13)</sup>、菅田慶恩氏<sup>(14)</sup>の一連の研究業績によつて、中世社会における「屋敷地」の意味をほぼ明らかにしえると思われる。「在家」とは、一言にいえば、徭役労働や畠作生産物にたいする賦課がかけられている農民の「屋敷地」のことであるが、領主の支配||収取は、この「屋敷地」を媒介にして「家」を単位とする人間支配がなされたのであり、前述のような、近世初期の「屋敷地」の問題は、この中世的論理と、その展開につながったものとして理解できるのであるが、それは、第三節以下でとりあげたい。

こうした「屋敷地」をめぐる身分と家の問題は、商家の研究や、各種の民俗学・人類学調査にもみることができると。たとえば、大竹秀男氏<sup>(15)</sup>、玉城肇氏<sup>(16)</sup>、小野武雄氏<sup>(17)</sup>らの著作にみるように、ほんらい、「町人」とは、「町屋敷」の所有者のみをさしており、したがって、ひろく商業の従事者を総称する「商人」とは区別された。そして、この「屋敷地」を所有する町人が、町内の行政・祭祀・年中行事に責任と発言権をもち、町入用を負担し、各種公役を勤仕したことは、近世初期の本百姓身分と同様で、ここでも、「屋敷地」が、家、身分、および相続にとつて重要な意味をもっていたのである。

民俗学的調査の分野では、たとえば、宮本常一氏は「五島列島の産業と社会の歴史的展開」（一九五二年）のなかで、旧幕時代の日之島の代官入江家の構成にふれて、それに包摂されていた下人身分のものには、年切、譜代、我隙、生涯、当季、町人方米、カマ百姓方米等各種の名称をもつものがあり、これら下人身分のものが、いずれも独立した屋敷をもたず、主人入江氏から家屋敷をあてがわれていたことを指摘している。つまり、従属的身分であることは、「自分自身の屋敷を持たぬ点であった。方米が屋敷を持てば独立した本前の百姓になるのである。したがって方米の属する主人は他地方のヌレワラジオヤにあたる<sup>(18)</sup>」。この引用文中の「方米」というのは、他地方からの渡来人（ワラジヌ

ギ）のこのことであるが、おなじ日之島には、居付と称する下人がおり、これは「旧家（多くは武士）の私有地をひらいて小作百姓となったもので、年貢はきわめてやすかったが、そのかわり主家へ労力奉仕をした」ものである。そして、この居付が下人身分であることについても、宮本氏は、かれらが「屋敷をもたぬ故に、本前たる資格は持たなかった。本前であるためには自ら屋敷をもたねばならなかった<sup>(19)</sup>」といっている。

また、宮本氏の論文「松浦文化・経済史」（一九五四年）では、城下町平戸村の武家屋敷についてふれているが、さらに、「岡山県御津郡加茂川町円城の祭祀組織」（一九五四年）では、屋敷名のなかに中世的な人名が多く残存しているのに注目して、「それがもとは単なる屋敷名ではなくて、やはり名田の名であったものが少なくないらしい……。ところが、古い名主の家がほろび、新しい名主は同じ姓を名乗るために、家々をよぶとき、一般には屋敷名でよぶ。どこの家にも屋敷名があり、（耕地と家を持つておれば）そのために名主の交代と家の勢力の喪失からミヨウの名が屋敷名になってゆく<sup>(20)</sup>」、と指摘しているのは、名田の名と屋敷名とのつながりを考察したものと興味深い。

そして、この円城村の同族団（株ないし株内）については、宮本氏は、「もと株を構成することのゆるぎされているのは苗字のある者のみであった」といい、したがって、「江戸時代の終りまでは株に属する家と、属さない家があった」

が、「その理由は明らかでない」とい<sup>(22)</sup>う。しかし、他の箇所<sup>(23)</sup>で、宮本氏は、絶家株をつぐというのは、「普通その屋敷および財産をつぐことだ」といつているのをみると、同族団(株・株内)の初源的形態が、近世初期本百姓の「屋敷地」||「家株」を基盤としたものであったと推定される。同様のことは、京都府丹波地方の同族団(株ないし株内)の歴史分析をおこなった木下礼次氏の論文「近世百姓株の成立と展開」(『社会経済史学』二九卷四一五号、一九六四年)のなかにもみることができ、ここで木下氏は、株内という同族団が形成されるのは、寛文—寛政期の一般本百姓の分立・成立期であるが、この株内は、初期本百姓の株役を継承・分有している血縁分家によって構成されていることを明らかにしている。この「株役」とは、正租、五里米のほか江戸夫・京夫等の夫役のほか桑役、山役等の諸役をさしているが、これらの諸役は、おそらく「屋敷地」||「家株」を中核にした田畑の結合を単位に課されたものであろう。したがって、こうした「屋敷地」を基盤とした初期本百姓体制が分解しながらも、なお「株内」として中期以降の一般本百姓体制のなかに継承再編成されているばあいは、近世初期に「養立」や「地下」の従属身分のものは株を構成しえないのである。おそらく、岡山県田城村のばあいも同様な事情があったものと思われる。

さて、「屋敷地」にかかわる民俗学的研究のもうひとつ

の分野として、「屋敷神」の研究をあげておかなければならないであろう。これについては、農村社会学者鈴木栄太郎氏の「屋敷神考」(一九三五年)をはじめとして、柳田国男氏<sup>(24)</sup>や和歌森太郎氏<sup>(25)</sup>の研究があるが、その代表的なもの、直江広治氏の「屋敷神の研究」(一九六六年)であろう。この直江氏の著書は、北は岩手県から南は鹿児島県に至るほとんど日本全土にわたる屋敷神信仰の各種形態の諸事例が豊富に蒐集されていることと、この信仰の社会的基盤をなす屋敷地や門の構成と呼称や慣習の諸事例を多くあげているために、「屋敷地」の考察にとつても重要な研究となっている。いま、その主な点だけをかいつまんで紹介すると、第一に、屋敷神信仰は、(1)部落内のほとんど各戸に屋敷神が祀られている各戸屋敷神の形態、(2)部落内の旧家・本家筋の家にきぎって屋敷神が存在する本家屋敷神の形態、(3)本家に属する屋敷神を同族が一団となつて祀る一門屋敷神の三形態に区分されるが、その分布状況を見ると、各戸屋敷神は、比較的文化的進んだ平野部に多く、本家屋敷神や一門屋敷神は山間部に多いといわれる。これは、直江氏もいつているように、各戸屋敷神よりも本家屋敷神や一門屋敷神のほうが古い形態であり、同族結合の解体にともなつて各戸で屋敷神を祀る傾向をとつてきたのであるが、それが文化の進んだ平野部に多いということは、その地方がそれだけ農業生産力が高く、したがって古い同族結合の解体と各戸の自立化の度合がつよいことをしめすものであろう。

つまり、各戸屋敷神の成立は、その社会基盤である同族団の解体を反映したものにほかならないのである。

ただ、本家屋敷神や一門屋敷神の祭祀について、直江氏は、本家頭屋制がほんらいの形態で、同族輪番頭屋制は、本家の没落、分家の抬頭、同族結合の弛緩によって成立したとみているようだが、この見解については、私はただちに賛成しがたい。というのは、拙稿「同族団の初源的形態と二つの家系譜」(「神戸大学文学部紀要」九一十号、一九八一二年)で指摘したように、近世初期の農村では、均分相続がかなり広範囲に分布しており、この相続形態のもとでは、男子が独立する際に、「屋敷地」をはじめ田畑を等分に分轄するのが原則である。ことに、「屋敷地」即「家」の觀念が存在するばあいには、「分家」とは、まずこの「屋敷地」の分轄ないし取得がおこなわれなければならないし、こうした男子均分相続のばあいは、「分家」といっても、本家から分立するというよりは、「家ヲ分ケル」という意味で、同族団内部の各戸は「平等の原則」で結ばれているのである。もちろん、近世初期の農民間で多くみられた均分相続も、一部の地方を除いては、中期以降、長男単独相続や長男不均等相続に移行する傾向がみられ、それにともなつて、本家・分家關係が上下關係的に編成されたものが多くなつてくるが、同族団の中核的組織である親族分家の結合についてみれば、それらの「平等」な結合は、かならずしも同族結合の弛緩を意味するものではなく、む

しろ「均分相続」というより古い相続形態の表現であるばあいが多し。したがつて、屋敷神祭祀についても、その社会的基盤の反映として、同族輪番頭屋制のほうに、歴史的にみて古い形態であるばあひもある。この点は、同族結合の本質が、有賀、喜多野氏らのいうように、かならずしも一義的に本家・分家の上下・主従關係としてとらえられるものではないということもかかわつて重要である。

ところで、本家屋敷神や一門屋敷神から各戸屋敷神への「分化」と同時に、第二には、本家屋敷神が、組の神や部落神ないし村氏神に昇格していく、いわば「拡大」傾向があることを直江氏は指摘している。この主要な原因についても、直江氏は、屋敷神が、「崇り」の觀念をつよくもつているために、部落や村の人びとも、その祭祀に参加して、荒ぶる威力を鎮圧し、逆にこれを守護神化しようとする意図がはたらいたためであると説明されているが、こうした要因のほかに、たとえば、近世初期には、郷土が名子・被官等の従属農民をひきつれて村落を構成した「一人百姓村」のように、特定の家・同族団が、組や村落内で圧倒的な勢力をもっているばあひ、その家や同族団の守護神である屋敷神が、組や村落の氏神になるばあひもあり、その「拡大化」の要因についても、地縁組織における特定の家や同族団のもつ社会的勢力のあり方からみていく宗教社会学視点も必要であるように思われる。

そして、第三に、この著書では、屋敷と、それに関連す

るカド（門）やカイト（垣内）の語が、それぞれにどのような実態を含蓄しているか、その種々の用例をあげているが、これは前掲の戸田芳美氏の著書と照しあわせてみると、現在のこれらの語に、中世的な残影が色濃くのこっていることに気づかされて興味ぶかい。いま、そのひとつひとつについて紹介する余裕はないが、ただひとつだけ指摘しておきたいのは、「ヤシキ」という語が、同族集団の居住区域ないしは同族組織をさす語として使用されている例があることである。この点について、直江氏は、「同族集団をヤシキと呼ぶ方が、より古い段階である」とし、それは、

古代における屋敷の原型が、「広い屋敷構えの中に、主屋を中心として、夫婦単位の家族或いは下人などが、幾つかの小屋に分れ住む」といった、いわば分散式大家族とも言うべき形態であった<sup>(26)</sup>と推定しているが、この居住形態は、前掲の拙稿であげておいた寛文三年（一六六三年）の長野県南佐久郡小海町旧本間村の人別帳によっても確認されるから、近世初期の段階においても、ことに後進地帯を中心とかなり広範囲にみられたものであろう。私は、こうした居住形態を、「屋敷地共同体」とよび、それを同族団の初源的な形態と考えているが、同族団が、ことに後進地帯に多くみられるのも、こうした居住形態が、近世初期の段階まで多く残ったためと考えられる。

このほか、この著書では、屋敷神の信仰が、その原初的形態において、「祖霊的」性格をもっていたことなど、宗

教学的分析がくわえられているが、その際にも重要なことは、「屋敷地」が、その所有者の親族関係者を中心とした「家的」性格をもっていたがために、その守護神としての屋敷神が「祖霊」としての性格をもつのであり、同時に、そのばあいの「家」が、一般に近世中期以降に「分化」し「自立化」をつよめてくる個別の家ではなく、「屋敷地共同体的複合家族」（直江氏のいう「分散式大家族」）そのものが、ひとつの「家」と観念されていたという認識が重要であると考えられる。

最後に、「屋敷地」にかかわる民俗学や人類学的調査として、ぜひあげておきたいのは、沖縄本島やその周辺の島々に残存している「屋敷地」の問題である。この問題に注目した最初のもは、おそらく河村只雄氏の『続南方文化の探究』（一九四二年）であろうが、河村氏は、粟国島の調査で、「不在屋敷」が多く存在し、そこに、かれらが生命をかけても重んずる大事な位牌が遺棄されていることに注目した。そして、馬淵東一氏は、この問題提起をもふくめて、波照間島の社会構造を、家筋、血筋とあわせて「屋敷筋」という三つの社会関係の系譜から分析する視角を提起したのである。この「屋敷筋」というのは、「他の氏子集団に属する家の屋敷跡に移り住んだ場合、自己の家筋以外に、もとの家の家筋をいわば背負いこむということである……これは、そのヤシキを通じての或る拝所に対する負担

や奉仕義務の「相続」ということである<sup>2)</sup>。馬淵氏は、この論文でも、「屋敷」は、ほんらい長男が相続するのが通例であることにふれているが、馬淵氏が、ここで重視しているのは、おそらく、氏子集団が、がんらい「屋敷地」を単位にして構成され、それゆえに、「屋敷地」がもっている負担や奉仕義務の側面であつたと考えられる。

山路勝彦氏の二つの論文、「沖繩・渡名喜島の門中についての子傭的報告」(『日本民俗学会報』五四号、一九六七年)、「へ門中」とへ家」に関する覚書」(『日本民俗学』七八号、一九七一年)でも、この「屋敷地」の問題が、かなり大きくとりあげられているが、ことに後者の論文において、山路氏はつぎのように指摘している。「家屋、耕地、屋敷地なども長男優先相続がたてまえになっているが、就中、屋敷地の相続には注目しておいてもよい。屋敷地は絶対に父子孫によつて相続されねばならず、父子孫なきばあいは、同一父系親族員を養子に迎え、これに相続させるが、これさえもなきばあいは誰も相続することはできないことになる。また屋敷地の売買は禁忌とされていて、他人が買取つて居住し、私有化し、相続の対象物とすることも忌避されている。だから、正当なる相続者が全くないときはこの屋敷地は無屋敷と化してしまう」。つまり、ここでは、「屋敷地」の所有と相続が、強固な父系親族関係によつて限定され、それゆえに、祖先崇拜觀念と結びついていることが強調されているのであるが、河村氏が、粟国島でみた「不

在屋敷」の状況も、この社会関係と觀念をもの語るものにはかならないのである。

そして、沖繩地方の「屋敷地」の問題にもつとも強い関心をしめしているものとして、村武精一氏の「沖繩本島・名城の descent・家・ヤシキと村落空間」(『民俗学研究』三六号、一九七一年)と、『家族の社会人類学』(一九七三年)をあげなければならない。前者の論文では、聖地としての TIZ(殿)のうち、大殿内 TIZ は、大殿内という家号(ヤーンナ)をもつバラ(父系系譜集団)の宗家・国元家の最古の「屋敷跡」であつたといわれる注目すべき伝承をあげているし、さらに、一般に、屋敷の東または東角か、ときには南角に祀られているヤシキ神祠が、その空間的方向性において男性原理をしめすことと、屋敷が祖靈觀念と結びついて聖地としての意味をもつことを指摘している。しかし、村武氏の分析視座は、主として、「屋敷地」の「空間的分析」に中心がおかれているところに特徴をしめしているが、同時に、その「歴史の意味」の究明が、今後の課題になるように思われる。そして、その際、薩摩の門や屋敷の史的研究や、小野重明氏の「門・その民俗学的構造」(『地方史研究』八巻一、一九五八年)のような民俗学的研究をもふくめた比較研究が興味ある課題となるであろう。

私の「屋敷地」にたいする関心は、さしあたり以上のような諸問題からうまれてきたのであるが、こうした問題を

解明するには、やはり、「屋敷地」をめぐる歴史的考察が中心になると思われるので、この小論では、以下、日本の近世初期にいたる「屋敷地」の問題を中心に考察してゆきたいと思うのである。

- (1) 有賀喜左衛門「南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度」(アチックミューゼム彙報四三、一九三九年)、『有賀喜左衛門著作集』Ⅲ、未来社、一九六七年、所収)、六三、一〇五頁。
- (2) 有賀喜左衛門、前掲書、六八頁。
- (3) 喜多野清「山陰農村における子方従属の一事例―山岡教授の研究に依拠して―」(『地域社会学の諸問題―山岡栄市教授古稀記念論文集―』、晃洋書房、一九七九年)、三八五―七頁。同「親方子方関係論の問題点」(上)(『家族史研究』4、大月書店、一九八一年)、九三頁。
- (4) 中田薫「律令時代の土地私有権」(『国家学会雑誌』四二卷一〇号、一九二七年)、『法制史論集』第二卷所収)。
- (5) 石母田正「古代村落の二つの問題」(一)(二)(『歴史学研究』九二―三三号、一九四一年。同「中世的世界の形成」、伊藤書店、一九四六年)。
- (6) 清水三男「上代の土地関係」、伊藤書店、一九四三年、(『清水三男著作集』第一卷、校倉書房、一九七五年、所収)。
- (7) 石母田正、前掲論文、二〇頁。
- (8) 永原慶二「日本の中世社会」、岩波書店、一九六八年、二一頁。
- (9) これについては、すでに拙稿「同族団の初源的形態と二つの家系譜」(下)(『神戸大学文学部紀要』第九号、一九八一年)のなかで、牛島巖氏のヤップ島の調査報告と水野浩一氏の東北タイの調査報告とをあげておいたが、村武精一氏は、その著「家族の社会人類学」(弘文堂、一九七三年)のなかで、屋敷に関するものとして、フリーマンのボルネオ島イバン族の研究、イバンス―ブリチャードのアフリカナイル河上流のヌア族の研究をあげている。
- (10) 松本新八郎「中世社会の研究」(初版一九五六年、復刊一九八一年東京大学出版会)、一五一頁。
- (11) 永原慶二「在家」の歴史的性格とその進化について(『竹内理三編』『日本封建制成立の研究』、吉川弘文館、一九五五年)。
- (12) 石母田正「中世的世界の形成」。同「古代末期政治史序説」(上)、未来社、一九五六年。
- (13) 豊田武「初期封建制下の農村」(児玉幸多編『日本社会史の研究』、一九五五年)、『豊田武著作集』第七卷所収)。
- (14) 菅田慶恩「東国在家の研究」、法政大学出版局、一九七七年。
- (15) 大竹秀男「相統法の歴史・近代以前の社会・日本」(『講座家族』5、弘文堂、一九七四年)、三四頁。
- (16) 玉城肇「地方財閥と同族結合」、御茶の水書房、一九八一年、六頁。
- (17) 小野武雄「蒙福商人風俗誌」、展望社、一九七六年、二五―七頁。
- (18) 宮本常一「五島列島の産業と社会の歴史的展開」、一九五二年。(『宮本常一著作集』第十一卷所収)、四六―七頁。
- (19) 宮本常一、前掲書、四七頁。
- (20) 『宮本常一著作集』第十一卷所収。
- (21) 宮本常一「岡山県御津郡加茂川町円城の祭祀組織」(『宮

本常一著作集』第十一卷所収)、二五七頁。

(22) 宮本常一、前掲書、二六一頁。

(23) 宮本常一、前掲書、二六二頁。

(24) 柳田国男『山村生活の研究』、一九三八年。同『氏神と氏子』、一九四七年。

(25) 和歌森太郎『鹿児島県下の同族神』(『旅と伝説』十六卷八号、一九四三年)。

(26) 直江広治『屋敷神の研究』、吉川弘文館、一九六六年、二五八―九頁。

(27) 馬淵東一『波照間島その氏子組織』(『日本民俗学会報』四一号、一九六五年、『馬淵東一著作集』第一卷、所収)、三七〇頁。

(神戸大学文学部)